

発行所 (郵便番号100)
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007・1447
編集責任者 堀内 六郎
印刷所 関東図書株式会社
定価200円 (年間購読料参千円)
1981年1月25日発行
第13巻 第1号
(毎月1回25日発行)
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.13 No. 1

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

年頭にあたって

New Year's Message



所長 平田 富太郎
President Prof. Tomitaro Hirata

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

月日に関守なく、早いもので不肖所長に就任してから2年が経過してしまいましたが、就任時に懸念したように、何かと忽忙のため思うにまかせず、省みて内心忸怩たるものがある。

しかし、各位のご教導、ご協力によって当研究所の研究活動は漸次充実してきて、過年度も福祉社会、政治・外交、経済産業、教育・文化および協同組合などの研究会を会員の参加をえて開催し、それぞれ成果をあげてきた。とくに年金制度研究開発基金の助成を得て、松本、庭田、丸尾諸教授を中心に「経済変動下の年金財政の健全性に関する研究」を行うことになり、その成果が期待されている。8、9月には内藤英憲理事をコーディネーターとする第5回「福祉社会の流通・生協視察調査団」を派遣し、また女性問題の権威 Birgitta Wikstrand 女史を囲み「雇用に関する男女平等問題」について意見を交換したことも有意義であった。さらに長い間懸案であった日瑞学者の共同研究による英文の『経済発展、福祉と労使関係』もようやくまとまり、その出版について交渉中である。

昨年4月、スウェーデン国皇帝・皇后両陛下が来日せられて、天皇御主催の歓迎宮中晩餐会に老生もお招きの光栄に浴したが、その折、皇帝はご挨拶の中で、「瑞典は日本との接触を通じて産業及び科学の面で多くの教訓を引き出しました。種

々の分野における交流の拡大は、一層われわれの接触を深めることとなり、ひいては全体的な平和の進展に貢献する可能性を増大させうるものであります。……この同席の皆様方が、皇后と私に和して天皇陛下の御健康と、日本政府及び国民の永続的な幸福並に日本、スウェーデンの間の親善のために乾杯されるようお願いするしだいでありませう。」と結ばれたことは、平和と文化を愛好する両国間関係がさらに積極的に発展してゆくことを確信せしめるものがあった。

当研究所は力及ばず不備不十分な点多きを痛感しているが、歴代のスウェーデン大使閣下、スウェーデン大使館員並に個人・法人会員各位の御厚誼と御高配によってどうか存続し得ていることは感謝に堪えないところである。われわれは今後とも、個人・法人会員の獲得に努めると共に、新たに理事長に適任者を得て、当研究所の充実と発展に尽力したいと念願している。

各位におかれては、何とぞ本年もこれまでもまして、一層のご鞭撻とご支援を賜りますことを祈念して、新年のご挨拶といたします。

目次

年頭にあたって……………平田富太郎… 1
スウェーデン社会研究所への感謝と期待 ……………栗田のり子… 2
(翻訳) スウェーデンと国際児童年 (アメリカ・アダモ女史)…吉田道男訳… 3
研究会ニュース…………… 5
スウェーデンに関する最近の著書論文 (坂田 仁)… 6

スウェーデン社会研究所への感謝と期待

My Thanks and Expectations



それまでほとんど知らない国であったスウェーデンが、私にとって非常に身近なものとなったのは9年程前でした。在日スウェーデン大使館で広報の仕事をするようになったからです。当時の私がスウェーデンについて知っていたことといえば、ほとんどの日本人同様に、ヨーロッパの北部に位置し、福祉制度の発達した工業国であり、ノーベル賞の国であるという程度のものでした。

あらゆる質問を受け答えねばならない広報課で、これでは仕事は務まりません。そこでスウェーデンについて自分なりに勉強の方針を立て、広報とはいかにすべきかを考えていた時、スウェーデン社会研究所よりクリスマスパーティーへのお招きがあり、その存在を知りました。それ以来今日まで、貴研究所の皆様にはご親切なご指導を頂き、本当に有難く思っております。

大使館での広報の仕事は多岐にわたりますので、知識に対してはどうしても深さより広さを求められます。勿論あらゆる面で深く知っていれば、その方が良いには違いないのですが、私にとっては無理なことでしたし、広報課にある資料は大部分単にスウェーデンを紹介するという入門的なものでしたので、それ以上の専門的な答えを要する質問者には、いつでもスウェーデン社会研究所又は理事や会員の先生方をご紹介することにしておりました。又広報課主催の研究会には、いつでも研究所の皆様がご出席下さり、会を成功裡に終らせることが出来ましたのも、皆様のお陰と感謝しております。

9年間の大使館での広報の仕事を通じ貴研究所とはこの様に深く係りがありましたし、1月末日をもって私は退職することに致しましたので、この紙面をお借りして、今までのご厚情に対し皆様にお礼申し上げますとともに、今後の研究所への

在日スウェーデン大使館

広報課 栗田のり子

Mrs. Noriko Kurita

Press and Information Section

Royal Swedish Embassy

私の個人的な期待を少々述べさせて頂きたいと思えます。

第1に、スウェーデンに関心を持つ意欲的な若い研究者をどんどん会員とし、後継者を育成して頂きたいと存じます。東京だけでなく、日本各地の大学に少なからずスウェーデンに興味を持ち研究している学者がいますので、彼等を積極的に会員とする。このことはスウェーデン研究者の層を厚くすることとなり、研究所の発展に通ずるものだと確信しております。

第2に、研究所内の資料室の拡充をお願い致します。会員が研究所へ行けば、大使館からの資料だけでなく、スウェーデンに関する専門書が沢山揃い、いつでも見たり借りたり出来ることは、会員への重要なサービスの一つではないでしょうか。

以上の様に、研究所の積極的なご活躍を大いに期待し、又以前にもまして、研究所が日本に於けるスウェーデン研究の先達となられ、日本とスウェーデンとの交流が一層深まります様、そして今年も皆様にとりまして良き年となりますことをお祈り致します。

—×—×—×—

スウェーデン大使館広報課栗田のり子氏には、この1月をもって退任なさることになりました。当スウェーデン社会研究所に賜りました多年にわたるご支援に対し衷心より感謝申し上げ、御礼の言葉とさせていただきます。

スウェーデンと国際児童年 ——その総括——

Sweden and the International Year of the Child

アメリカ・アダモ女史

Dr. Amelia Adamo

スウェーデンでは国際児童年の期間中、子ども達に影響を与える諸問題に高い関心がよせられたのであった。

子どもが受ける暴力、子どもの権利、移民の子ども達の地位等に関する問題への注意を喚起するために、社会の様々なレベルで率先した行動がとられた。例えば政府レベルでは現実的な諸提案が提起されたが、それらは児童および家族政策の継続的改良の一環としての役割を担う諸決定であった。体罰禁止はその一つの事例である。その他、スウェーデン国会を通過した法律には、移民の子ども達への母国語教育権の付与、両親教育一般計画および両親保険部門における諸規定に関する法律などがあつた。

また、国家、学校、公共図書館およびボランティア団体は、子ども達のために子ども達とともに、特別な催し、討論、展覧会および演劇等に参加したのである。

次に、スウェーデンで国際児童年に関連して行われた諸々の改革および活動について簡略に述べよう。

<体罰禁止>

体罰は1979年7月1日より、親子関係を規定しているスウェーデンの法律、すなわち「親の地位と保護の法律」によって明確に禁じられている。この法律が実際に規定していることは、子ども達が体罰およびその他のいかなる屈辱的扱いも受けてはならないということである。スウェーデンの法律でいうところの屈辱的扱い、すなわち精神的懲罰には、食器棚の中に子どもを閉じ込めること、それを脅しに使うこと、脅迫、排斥、露骨な嘲笑などが含まれている。

<両親教育>

1980年1月に開始された両親教育一般計画は、地方議会の援助のもとに徐々に採用されつつあ

る。その計画の基礎となっている法律は、出産に関連づけられた両親教育についての子ども保護委員会報告に端を発している。出産に関連づけられた両親教育は、妊婦保護センター、産院、児童保健センター等の諸活動の一部として規定されているが、それらの活動は親および諸施設のスタッフ等によりグループ単位で営まれるべきであると提案されている。

この計画への参加は任意であるが、奨励された親には休職が認められ、参加によって生ずる労働報酬の損失分は社会保険給付によって埋められる。両親教育の目的は、両親に子ども達の要求および発達、親子関係や大人間の関係、若夫婦家庭のための社会状況および社会福祉に関してより多くの知識を与えることであり、また、親同士および両親と施設スタッフが接触し経験をわかち合う機会を提供することである。そこでは、妊娠、出産、育児、発達などの事柄が、各自の住宅状態、育児の快適性などの社会的問題とともに討議される。

<母国語教育>

移民の子ども達の言葉の障害に関しては、いくつかの報告が出されている。浮かびあがってきた重要な見解のひとつは、複数の言語を適確に習得することができるためには、各々の子どもが他の様々な事柄とともに、まず一つの言語を正しく自由自在に使いこなせることが必要であるというものである。これを根拠として、少なくとも一方の親がスウェーデン語以外の言語を母国語としており、その言語が日常家庭で使用されているという条件を満たすすべての基礎学校および上級中等学校の生徒に対して、母国語教育が施されている。なお、この教育に要する経費は国家負担となっている。また地方自治体の中には、基礎学校の低・中学年に同一言語を話す移民の生徒達からなる学級を設置しているところもあるが、そこでは、すべての授業が生徒たちの母国語（例えばフィンラ

ンド語)によって進められている。

地方自治体の就学前学校施設もまた移民の子ども達の言語開発に責任を負っている。保育所の増加は、移民の子ども達のための同一言語集団を生み出した。これは、子ども達が母国語を自由自在に使いこなせるようにし、かつ、彼らが有する独自の文化を維持するためのより有効な機会を提供しようとするものである。

<子ども達と離婚>

子どもの権利委員会による第1回報告には、体罰は違法とされる旨の提案が含まれていた。第2回報告では、保護、接近権に関する規定、および保護に関する司法裁定の実施について述べられている。

その報告にもらわれている主たる理念は、結婚しているか否かにかかわらず、両親は彼らの子ども達の保護を共同して行なうべきであるというものである。

接近権とは、両親が別居中でも両方の親と交際する権利が子ども達に与えられることを意味している。また、子ども達は、保護および接近権に関する訴訟の当事者として位置づけられ、かつ彼らには法による援助を受ける権利が与えられる。

<児童オンブツマン>

子どもの利益のために活動するボランティア団体であるスウェーデン児童救護連盟によって任命される児童オンブツマンは、他国に類例を見ない職員である。児童オンブツマンは、子ども達のスポークスマンとして、子ども達の要求に関する情報の提供、専門家としての意見の公表および児童の権利強化のための活動等を行なう。ただし特別な訴訟の場合には、児童オンブツマンは介入のためのいかなる法的権限も有してはいない。

その職責は、次のように要約される。

- 1) 報道機関、講演、出版、セミナーなどの媒介を通じて子ども達の立場を宣伝すること。
- 2) 公的機関や政策決定者達に圧力を加えること。
- 3) 子ども達のおかれている状態の改善を提案し、かつ実行に着手すること。
- 4) 例えば移民の子ども達のように特殊な問題に直面している子ども達を援助すること。
- 5) 子どもに関する研究を支援すること。
- 6) 子ども達の利益促進のための活動により多く

の人々を導くこと。

7) 苦悩している個々の子ども達を支援するための緊急テレフォンスービスを維持すること。

児童オンブツマンの仕事の基本目標は、子ども達の味方となる人々の数を増加させるために、子ども達への積極的な姿勢を呼び起こすことにある。また、他の重要な目的は、全ての大人が全ての子ども達への責任を持つように導くことである。なお児童オンブツマンは、暴力的風潮が多くの子どもの達に悪影響を与えるので、社会にある暴力的傾向の打破と暴力を受けた個々の子どもを助けるための努力を続けているのである。

<軍事的玩具>

消費政策国民会議と遊戯環境委員会は、軍事的玩具の販売中止のための商業取引に関する自主協定を結んだ。この協定の目的は、二度の世界大戦を思いおこさせるものをなくすことであった。これは1914年以来の近代戦争を表わす玩具にも及んでいるが、軍事的玩具の範疇には、武器玩具、ゲーム類および兵士人形が他のものとともに含まれている。

<両親保険>

1980年から両親には、賃金の目減り分に対する社会保険による補償に加えて、新生児保育のための9箇月間の休職権が与えられている。また親は、病気の子どもの看病するために、1年につき60日間職場を離れて社会保険の補償を受ける権利も有しているのである。

<国際児童年における諸活動>

いうまでもなく、多くの活動が国際児童年に行われた。特別な関心をひいたものの一つとして、「子ども達に全てのラジオ放送の運営をまかす日」があった。この他、広く宣伝された催し物としては、子ども達を主題とし子ども達が大きな役割を演じたスウェーデン児童救護連盟主催のセミナー週間、討論、展覧会、演劇、歌唱などが挙げられる。また、「一日労働」に子ども達を参加させるよう親達に働きかけた活動におけるスウェーデン労働組合運動の率先した行動も、高く評価されたのであった。

(Amelia Adamo: Sweden and the International Year of the Child, 'Current Sweden' No. 247 April 1980 (2). より吉田道男要訳)

社会保険政策に関するワークショップ

当研究所とスウェーデン大使館の共催になる“社会保険政策”に関するワーク・ショップは、去る11月27日(木)午後5時より、大使館において、折から来日中の中部スウェーデン社会保険裁判所長グレンウォール氏(Mr. Lars Grönwall)の講演を中心に開催された。

氏は、同様なものが北部、南部と計3つあり、年間16,000件の苦情を処理していること(中部では7,000件の申出、うち5,000件を処理)、つねに3人の判事、それに審議中に2人の素人が加わり、

2~4人の書記官を擁して処理していること。また苦情は2か月以内に申し出がなされるべきこと。さらに社会保険最高裁は、社会保険庁が当事者であることなど、わが国の各地方自治体で行政不服の申立てや苦情の処理に当惑している今日、きわめて示唆的な講演をなされ、参加者は深い感銘を受けたことであった。

なお1980年度の基礎年金額は16,100クローナであることを明らかにされたことも付記しておきたい。(中嶋 博記)

ビルギッタ・ヴィーストランド女史を囲む集合

この集合は11月28日、研究所で14人の参加者を迎えて行われた。女史は中央ならびに地方の社会政策行政の要職を歴任されたあと、現在は、政府男女平等委員会のメンバー、行政・経済・社会科学の計画立案代表者のメンバー、大学庁の評議員などのほか、フレデリカ・ブレーメル協会の会長でもある。

スウェーデンは1980年7月1日に男女平等法を発効させ、男女平等を公式に打ち出したことにかけては最先端をゆく国であるが、ヴィーストランド女史はその推進者の1人である。この女史から直接にスウェーデンの男女平等政策がいかなるものか、聞く機会を得たのは有益であった。スウェーデンの現状では、労働市場において男性に比べて女性はまだまだ低い職場に片よっているから、

女性を男性と同等の職業に就かせること、女性にもつと管理職への道を開くことなどが活動の中心であると話された。また、平等オンブツマンが国会によって任命されたという話も耳新しかった。

出席者が理解したポイントは次のことであった。明治以来大正、昭和にかけても、日本に知られているスウェーデンの婦人運動家はエレン・ケイであるが、最近のスウェーデンの男女平等の進展ぶりは、エレン・ケイでは割り切れないものがある。フレデリカ・ブレーメルは今まで日本ではほとんど知られていなかったけれども、彼女を源流とする婦人運動が、今日の平等政策をもたらしたということに納得できたのである。これは大きな収穫であった。(小野寺百合子記)

福祉研究会——身心障害者福祉

「身障者の社会における位置づけ」

12月20日(土)に東洋女子短期大学助教授林宏氏を講師として行われた。

前半は、平均的なスウェーデン市民が、社会の中で障害者をどう位置づけるかについて、障害者を特殊な人々とはみなさないで、健康者の社会の中にいかに寛容に受け入れるかということであった。西欧的なキリスト教デモクラシーの思想からみれば、市民同士は助け合うもの、それを援助するのが公共機関であるという発想であるが、スウェーデン人はなおその上に、冷静、理性的、現実主義、客観的という国民性もっている。身障者に対しては、自他ともに自立の精神を基本とし、社会への参加を出発点としている。身障の故に健

康者に劣る部分について、社会なり公共機関なりが援助の手をさしのべるとというのがスウェーデンのパターンであって、身障者に対して一見冷たくさえ見える。

後半は、各種のスウェーデン身障者団体が発行している雑誌その他から、林氏が集められた補助器具の写真についての説明であった。補助器具は、身障者自身が自分たちのために常に研究開発を進めているのであって、同様の障害者になるべく広い範囲にわたって利用できるように考えられていることが、日本と場合と異なる特徴である。

(小野寺百合子記)

《福祉研究会の予告》

① 1月17日(土) 午後2時より早大教授中嶋博当研究所常務理事を講師として「教育福祉」に関する研究会が行われる。

教育福祉は、スウェーデンの社会福祉の中で重要な地位を占める一項目である。

教育の機会均等、すなわち、初等教育—中等教育—高等教育—成人教育を通じて、国民のすべてが意志と能力のある限り、地理的経済的理由に阻まれることなく、どこまでの教育でも受けられるように仕組まれている。その仕組みが教育福祉という名で規定されているのである。

② 2月21日(土) 小野寺百合子当研究所理事を講師として「老人福祉」について研究会が行われる。

スウェーデンに関する最近の著書論文

Papers on Sweden

坂田 仁(東京家庭裁判所調査官)

- スウェーデンの現行制裁体系の成立とその評価—新刑罰体系～理念と提案～抄訳—
法学研究 52巻12号(1979)
- スウェーデンにおける累犯対策
法務総合研究所研究部紀要23号(1980)
- スウェーデン刑法(抄訳)
児童および少年の社会的保護に関する法律(訳)
スウェーデン更生保護関係法令集(1980.3)
- スウェーデンの累犯対策に思う
罪と罰 17巻3号
- スウェーデンの新しい社会サービス法案
スウェーデン社会研究所月報 12巻5号、同巻6号、同巻7.8合併号、
同巻9号、同巻10号、同巻11号

(社) スウェーデン社会研究所

ドユニオン・コングレスなどへの視察訪問が予定されている。

旅行費用 九十三万円(十五～二十四人の場合)、八十三万円(二十五～三十人の場合)を予定している。

申し込み・問い合わせ (社)スウェーデン社会研究所
【東京都千代田区丸の内二丁目一丸ビル七八一号室】
☎〇三(二二二)一四八〇・一四四七】へ。

なお、申し込みの受けは五六年六月三十日まで。ただし、三十名になり次第、締め切ります。

高齢化社会視察調査団

参加者募集

スウェーデン社会研究所(平田富太郎所長)では、今年夏に予定している「高齢化社会視察調査団」(団長、佐々木大理事)の参加者を募集している。

訪問国は英国、スウェーデン、デンマーク、スイス、ドイツ連邦共和国、フランスの六カ国。

旅程は、八月二十二日に東京を発ち、九月六日の帰国。その間、ストックホルムにあるスウェーデン厚生省をはじめ、社会保険庁、労働市場庁、老人病院、マルメの市役所(福祉部)、老人ホーム、 Lund 大学などへ。

デンマークでは、コペンハーゲンにある日本大使館。ドイツ連邦共和国(西独)ではデュッセルドルフにある経済社会科学研究所。パリではARRCO(職業別協同年金連合会)。英国のロンドンでは社会保険庁、トレ

明けましてお目出とうございます

本年も会員の皆様のご寄稿をお待ち申し上げます

編集部